

「群馬県多文化共創カンパニー認証制度」申請に関するQ & A

Q 1. 多文化共創とはどんなものですか。

A 1. 「多文化共創」とは、国籍、民族等の異なる人々が、多様性を生かしつつ、文化及び経済において新たな価値を創造し、又は地域に活力をもたらすことです。群馬県では、令和3年4月1日に多文化共生・共創推進条例を施行し、多文化共生・共創社会の形成を推進しています。

Q 2. 申請主体について具体的に教えてください。

A 2. 群馬県内に本社又は事業所があり、外国人を雇用する企業、各種法人、団体、個人事業主であれば、業種、規模を問わず対象となります。県内に複数の事業所がある場合、事業所ごとに申請いただくことも可能です。

Q 3. 監理団体も本制度の対象となりますか。

A 3. 監理団体についても、外国人材を雇用し、多文化共創社会の実現に向けて優れた取組を行っている場合は対象となります。但し、本来業務である技能実習生への支援は対象外となります。

Q 4. 外国人が経営する会社でも申請出来ますか。

A 4. 外国人が経営する会社であっても外国人材のほか、日本人を雇用し、多文化共創社会の実現に向けて優れた取組を行っている事業者は申請の対象となります。

Q 5. 「その他外国人材の活躍につながる支援を行っている。」にはどのような支援が含まれますか。

A 5. 外国人材が能力を発揮できるような環境整備等に取り組むことを幅広く捉えるものです。様々な取組が想定されますが、例えば以下のような取組が想定されます。

- ・住環境整備（寮の施設更新、WIFI 環境の整備等）に重点的に取り組んでいる。
- ・日本人社員と外国人材とのペアにしたメンター制度を導入し、外国人材が業務面やプライベートについて不安に感じることを気軽に相談できる体制を構築している。
- ・外国人材が防災訓練や地域清掃活動、運動会等へ参加することを促し、地域住民との接点づくりに取り組んでいる。

上記の取組以外でも外国人材への支援について積極的に取り組まれている事項がございましたら申請をお願いします。

Q 6. 申請対象となる取組の実施期間の定めはありますか。

A 6. 取組の始期は問いませんが、取組の成果を把握するのに十分な期間が経過しており、現在も継続している取組が対象となります。

Q 7. 認証を受けると、どのようなメリットがありますか。

A 7. 認証された取組については、県で Web コンテンツ（記事や映像）を作成し、国内外へ広く情報発信を行います。また、認証書を授与するほか事業者の広報等に使用できる認証マークを付与いたします。このことにより認証事業者のイメージアップを支援します。

Q 8. 申請書の書き方や文字数の目安はありますか。

A 8. 書き方については、申請書（記入例）を参考としてください。文字数の上限はありませんので、取組内容が把握出来るよう、出来るだけ詳細にご記入をお願いします。また、申請書での取組内容がわかる既存の資料（広報資料、写真等）がございましたら、併せて提出してください。

Q 9. 審査はどのように行われますか。

A 9. ヒアリング、書類審査、現地確認（必要に応じて）、審査委員会での審査を経て、最終的に知事が決定します。ヒアリング・現地確認をさせていただく場合には、別途ご連絡させていただきますので、ご協力をお願いします。